

外国人等の議決権比率に関する公告実施のお知らせ

平成 21 年 10 月 21 日

株式会社フジ・メディア・ホールディングス

平成 21 年 9 月 30 日現在の当社議決権総数に占める外国人等（①日本の国籍を有しない人、②外国政府又はその代表者、③外国の法人又は団体、④「①から③までに掲げる者」により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体）の有する議決権数の割合について、下記のとおり公告しましたのでお知らせいたします（放送法第 52 条の 32 第 2 項及び放送法施行規則第 17 条の 28 の 20 の規定に基づき、割合が 15%以上となった場合に 6 か月ごとに公告することが義務付けられています。）。

記

1. 公告掲載日 平成 21 年 10 月 21 日
2. 公告掲載紙 産業経済新聞朝刊
3. 平成 21 年 9 月 30 日現在における外国人等の議決権比率 19. 99%

外国人等が議決権を有する株式数 [A]	460, 619株
発行済株式総数 (うち議決権を有する株式数 [B])	2, 364, 298株 (2, 303, 096株)
外国人等の議決権比率 [A/B×100]	19. 99%

以 上

【ご参考】

(1) 名義書換の拒否について

当社は、平成 20 年 10 月 1 日を効力発生日とする新設分割及び商号変更を行い、従来の放送事業会社から認定放送持株会社に移行しました。

認定放送持株会社は、放送法で定める外国人等の有する議決権について、上掲①から③までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により④に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が、議決権の 20%以上となる場合には、放送法の規定により、認定放送持株会社の認定が取り消されることとなります。そのため、このような状態に至るときには、外国人等からの株式の名義書換請求等による株主名簿への記載・記録を拒否し、又は、外国人等の議決権行使を制限することができるとされています（放送法第 52 条の 32 第 1 項及び第 2 項）。

(2) 名義書換を拒否した外国人に対する配当金の支払いについて

平成 20 年 12 月 25 日公表のとおり、当社は、平成 21 年 1 月 5 日以降、基準日株主が行使することができる権利のうち議決権以外の権利について、総株主通知により通知される基準日時点の株式保有者がこれを行使できるものとし、平成 21 年 3 月 31 日を基準日とする配当金より、議決権比率 20%以上となり名義書換を拒否する外国人に対しても支払いを行います。

なお、平成 21 年 9 月 30 日時点における外国人等の保有株式数のうち、放送法の規定に基づき名義書換を拒否した株式数は 179,069 株、発行済株式総数に対する比率は 7.57%です。

(総務局株式部)